

令和3年第2回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年2月1日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月現金出納検査の報告（令和2年12月分）
- 第 4 町長の招集挨拶
 - 議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 5 議案第1号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第13号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 深 沢 義 一 君 | 2番 | 高 橋 邦 武 君 |
| 3番 | 鈴 木 正 洋 君 | 4番 | 内 田 清 文 君 |
| 5番 | 泉 美和子 君 | 6番 | 森 元 淑 雄 君 |
| 7番 | 高 山 茂 雄 君 | 8番 | 細 井 邦 男 君 |
| 9番 | 熊 谷 良 夫 君 | 10番 | 伊 藤 福 章 君 |
| 11番 | 鈴 木 良 勝 君 | 12番 | 村 田 薫 君 |
| 13番 | 藤 原 政 春 君 | 14番 | 深 澤 均 君 |
| 15番 | 熊 谷 隆 一 君 | 16番 | 澁 谷 俊 二 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 町 長 | 松 田 知 己 君 | 副 町 長 | 佐々木 敬 治 君 |
| 総 務 課 長 | 本 間 和 彦 君 | 企画財政課長 | 高 橋 穰 君 |
| 税 務 課 長 | 小田長 光 仁 君 | 住民生活課長 | 高 橋 久 也 君 |
| 福祉保健課長 | 齊 藤 敦 子 君 | 農 政 課 長 | 高 橋 勉 君 |
| 商工観光交流課長 | 藤 田 信 晴 君 | 建 設 課 長 | 木 村 英 彰 君 |
| 会計管理者兼 出 納 室 長 | 奥 山 智佳等 君 | 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長 | 大 澤 修 君 |
| 教 育 長 | 福 田 世 喜 君 | 教 育 推 進 監 | 木 村 光 紀 君 |
| 教 育 推 進 課 長 | 武 田 浩 之 君 | 生涯学習課長 | 佐々木 寿 人 君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|----------------------|---------|
| 事 務 局 長 | 高 橋 博 和 | 庶 務 班 長 兼 議 事 班 長 | 高 橋 幸 子 |
| 上 席 主 査 | 佐々木 直 樹 | | |

◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、熊谷良夫君、10番、伊藤福章君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月現金出納検査令和2年12月分の結果報告がありました。その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） 令和3年第2回美郷町議会臨時会の開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに、1月25日に発生した、美郷町公民館ホールの移動式観覧席損傷事故について報告いたします。前日に使用した観覧席の収納作業の際に、2階通用口と観覧席をつなぐ敷鉄板を撤去しないまま移動操作を行ったため、敷鉄板が通用口に当たり、支柱等への負荷により観覧席が損傷しました。職員による観覧席移動時の確認不足が原因であり、今後は移動の際の留意事項を徹底するとともに、複数人で確認し作業するなど、再発防止に努めてまいります。

また、この損傷により、当面の間は観覧席を使用したホール利用ができないことから、観覧席の使用意向をお持ちの施設利用者の皆様には、ご不便をおかけいたしますこと深くお詫び申し上げます。

なお、損傷個所の修繕工事費につきましては、本臨時会に関係予算を計上しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、六郷温泉あったか山の源泉水中ポンプ故障について報告いたします。1月25日、六郷温泉あったか山の源泉水中ポンプが停止し、翌26日、指定管理者であるあきた美郷づくり株式会社社員、商工観光交流課職員、水中ポンプ事業者とともに源泉の現地調査を実施したところ、源泉水中ポンプのモーターが故障しており、修繕工事には水中ポンプの引き上げが必要とのことでした。

水中ポンプの引き上げには源泉施設まで除雪したうえで、大型重機の搬入が必要となりますが、現在のところ深雪のため搬入が難しく、今後の雪解けの状況を注視した作業が求められます。

そのため、入浴については当面の間営業を休止し、コテージへの宿泊については町内他温泉への送迎や自家用車での移動による入浴にご了解いただいたうえで、予約を受け付けるとのことです。既に予約をいただいている方についても、同様の内容で連絡が完了した旨報告を受けております。

また、入浴の営業休止を踏まえるとともに、秋田県のプレミアム宿泊券の使用期限を鑑み、令和3年2月16日としていた美郷に泊まろうキャンペーンのプレミアム付宿泊券の使用期限を、令和3年3月1日まで延長します。これに併せて、第3弾の美郷町地域応援商品券・食事券についても、同様に3月1日まで延長します。

次に、今般の大雪にかかる1月29日現在の被害状況については、雪下ろしなどの作業中の事故

による重傷5人、農業関連施設では、パイプハウス・農機具格納庫の全・半壊等139棟で、被害の詳細等については現在調査中です。道路関係では、倒木による道路封鎖2件、公共施設関係では、雪の重みによる町営住宅の軒折れ1件、プールパークみさと休憩テントの歪み1件、道の駅美郷曲がり屋の屋根一部破損1件となっております。

なお、2月1日、本日ですが、午前9時30分現在の平均積雪は117.2センチメートルで、今後も降雪が予想されることから、雪害防止対策等について引き続き注意喚起に努めてまいります。

また、豪雪災害を受けて、住宅リフォーム緊急支援事業について自然災害に伴う復旧工事も対象といたし、本臨時会に係る予算を計上しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する支援制度等について報告いたします。

事業者の雇用促進を支援する「雇用促進支援金事業」については、第1回臨時会の行政報告から2件120万円増え、計14件1,350万円の給付を決定しております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制を強化するため、1月26日付で福祉保健課内に新型コロナウイルス感染症対策推進室を設置しました。福祉保健課長が兼務で室長を務め、推進室は現在のところ5人体制とし、円滑にワクチン接種が行えるよう準備を進めてまいります。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

議案第2号「令和2年度美郷町一般会計補正予算第13号」についてですが、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費、住宅リフォーム補助金の増額及び公民館移動式観覧席修繕工事費の追加に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第2号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第13号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 稔君） 議案第2号についてご説明いたします。今回の補正は2,021万2,000円を追加し、予算の総額を144億4,321万6,000円とするものでございます。それでは歳入から順にご説明いたしますので、8ページ、9ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付

税でございますが、補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 14款1項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございますが、町が集団的に接種を実施する場合に必要な医療従事者に掛かる経費等について、単価2,277円で接種者数分の額を国が負担するものでございます。今回は、3月下旬から65歳以上高齢者のワクチン接種をスタートさせることを想定し、1,120人分の額を計上しておりますが、国からの通知により、接種が4月1日以降となる場合は、今後、適正な時期に補正いたしますのでご了承願います。

2項3目2節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に必要な消耗品費、印刷製本費等、事務経費に掛かる国庫補助金で費用の全額補助でございます。

歳入の説明は以上でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費の10節需用費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策用の二酸化炭素濃度測定器50台の購入費でございますが、公民館、こども園及び温泉施設などの町有施設への配置を予定してございます。この測定器は、施設利用時に室内の二酸化炭素濃度を容易に計測することができ、その値により、適切なタイミングで換気を行うことにより、感染リスクの低下が期待されるものでございます。こうした対策は、厚生労働省におきましても、寒冷な場面における感染防止に有効であると推奨されているものでございます。

○税務課長（小田長光仁君） 次の2項1目税務総務費3節職員手当等の時間外勤務手当についてですが、申告相談業務に対応するための時間外勤務手当に不足が見込まれるため、追加をお願いするものでございます。

2款総務費の説明は以上です。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 4款1項2目予防費でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に掛かる経費でございます。1節報酬でございますが、会計年度任用職員の報酬で保健師または看護師の資格を有する方1名、事務補助員1名、計2名の1カ月分報酬と時間外勤務報酬を計上しております。3節時間外勤務手当でございますが、ワクチン接種までの事務作業の期間が短期間のため、関係職員の時間外勤務での対応が必要となりましたので、お願いするものでございます。4節社会保険料でございますが、会計年度任用職員2名の1カ月分でございます。7節報償金でございますが、ワクチン接種に携わる医師2名、薬剤師1名、看護師5名に支払う報償で、1日3時間、7日分を計上しておりますが、国からの通知により、接種が4月1日以降と

なる場合は、今後、適正な時期に補正いたしますのでご了承願います。

8節費用弁償でございますが、会計年度任用職員2名の通勤手当1カ月分でございます。10節上段の消耗品費でございますが、シリンジ、アルコール綿等、ワクチン接種に使用する用具等購入するための費用でございます。下段の印刷製本費でございますが、予診票及び専用封筒印刷に掛かる経費でございます。11節通信運搬費でございますが、通知等の郵送料及びコールセンター設置費用並びに電話料金でございます。12節事務事業委託料でございますが、64歳以下の方への接種券発送が4月1日以降になることにより、その分の接種券作成及び発送業務委託料の減額でございます。13節物品借上料でございますが、パーテーション、吸塵給水マット、カラーコーン、カラーコーンバー等、接種会場に必要な用品の借上料でございます。国からの通知により、接種が4月1日以降となる場合は、今後、適正な時期に補正いたしますのでご了承願います。

14節電気通信工事でございますが、ワクチン保管用超低温冷凍庫設置場所の電気工事及びコールセンター設置に掛かる電話設備設定工事費でございます。17節機械器具費でございますが、接種業務に必要な物品で主なものとして、厚生労働省オンラインワクチン接種管理用パソコン1台、融解後のワクチン保管用冷蔵庫、接種会場用発券機、折り畳みワゴン、携帯酸素ボンベ、エアベット等でございます。

4款は以上でございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きますして8款6項1目住宅管理費18節の住宅リフォーム補助金ですが、従来の制度に加え、豪雪や暴風雪など自然災害により被災した住宅等の復旧工事も補助対象とするものがございます。対象工事費は20万円以上、補助率は10分の1、上限8万円でございます。これに掛かる予算としまして、30件分の増額をお願いするものがございます。なお、この制度につきましては、町ホームページに掲載するほか、2月のお知らせ版等にて周知してまいります。

8款は以上でございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 12、13ページをお開き願います。10款4項4目社会教育施設費でございますが、先ほど町長の行政報告にもありましたが、公民館ホールの移動式観覧席の損傷につきまして、基礎に当たる支柱等の部材交換並びに損傷個所の修繕工事に掛かる予算をお願いするものがございます。工事期間につきましては、交換部材等の制作等を含み3月中旬の予定です。この間、観覧席の使用はできないこととなり、大変申し訳ありませんでした。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第13号は、原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長(澁谷俊二君) 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回美郷町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時16分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和3年2月1日

美郷町議会議長 澁谷俊二

署名議員 熊谷良夫

署名議員 伊藤福章